「（仮称）大東市立ほうじょう学園の設置に関する基本構想（素案）」に対するパブリックコメント一覧

●実施期間：令和5年12月15日（金）～令和6年1月10日（水）

●実施結果：提出人数　4人（団体含む）、意見件数　19件

No.	意見概要	市の考え方
A-1	【義務教育学校　免許について】 義務教育学校になると、原則、小中両方の免許を持つ教員を配置しないといけませんが、今、全国的に教員が不足している中で、この制約が加わると、より教員の不足が起こりませんか。	当分の間は小学校又は中学校の免許状を有する者は、それぞれ前期課程又は後期課程の指導可能となります。それら制度を活用し、適切に対応してまいります。
A-2	【中1ギャップの緩和・解消・異学年交流による精神的な発達】 それほど、保護者・地域住民が感じている中1ギャップは高くなく、ニーズが低いのではありませんか。さらに、北条小・中の教職員は、長年に渡り、お互いの校種間連携を続けており、現状の取り組みで充分「中1ギャップ」は解消されていると考えられます。 北条小・中に中1ギャップがあるという根拠を示してください。	現時点においても小中教職員間の連携により、中1ギャップの緩和・解消に効果が出ていますが、潜在的なものを含め、一定数、ギャップを感じる生徒がいるものと考えています。それらを解消していくためにも、義務教育学校における小中一貫教育やそのノウハウを生かした引き続き丁寧な一貫教育を進めていまいります。
A-3	【中1ギャップの緩和・解消・異学年交流による精神的な発達】 小中学生が、同一施設で過ごすことにより日常的に中学生の姿が見えてしまい、小学6年生の、進級への「期待」がしぼみ、「不安」が的中してしまう事態になることや、一体型だと、中学校という新たな場所で心機一転「切りかえ」ができるというメリットが失われることなど、これらを総じて「小6問題」を呼んでいますが、（仮称）ほうじょう学園では、このようなことは発生しませんか。 「小6問題」に対する行政の施策を具体的に示してください。	いわゆる「小6問題」については、最高学年以外でもリーダーとなる機会を設けたり、前期課程の修了式や後期課程の進級式を設けるなど、一つの区切りを超えた、成長したと実感できる機会が減らないよう進めてまいります。

「（仮称）大東市立ほうじょう学園の設置に関する基本構想（素案）」に対するパブリックコメント一覧

●実施期間：令和5年12月15日（金）～令和6年1月10日（水）

●実施結果：提出人数　４人（団体含む）、意見件数　19件

No.	意見概要	市の考え方
A-4	【中1ギャップの緩和・解消・異学年交流による精神的な発達】 「中1ギャップの緩和・解消」「異学年交流による精神的な発達」が謳われていますが、根拠とする文科省の文書は設置者の「観測的文言」であり、そのエビデンスは弱くありませんか。 小中一貫校を導入しているつくば市で行われた子どもたちの「意識アンケート」では、「レジリエンス（困難を乗り越える力）の低下」「ソーシャルサポート（他人からの支え）の低下」「中学校への期待減少不安的中（小6問題）」など、一体型の「デメリット」も示されていますが、行政としてどう克服するのか示してください。	平成28年に義務教育学校の設置が開始されてから、一定の期間が経過し、そのメリットとデメリットが挙がっていることは理解しています。 ご意見にある「レジリエンス（困難を乗り越える力）の低下」「ソーシャルサポート（他人からの支え）の低下」「中学校への期待減少不安的中（小6問題）」等が起こらないよう、先行事例での取組みを研究しながら、対応してまいります。
A-5	【教職員体制について】 子どもの数に対する大人の数が減ることはありませんか。子どもに対する大人の数が現在よりも減らないことを示してください。	大阪府教育委員会の方針に従い適切に教職員の数を確保してまいります。
A-6	【先進事例によるアンケート結果】 新しい学校に一番影響を受けるのは子どもたちであり、その保護者ですので、子ども・保護者の意見も聞いてください。	令和5年度においては、学校関係者・保護者・地域住民の意見を伺う場を設けましたが、今後、児童生徒を含めた様々な方々の意見を伺う機会を設けながら、計画を進めていまいります。

「（仮称）大東市立ほうじょう学園の設置に関する基本構想（素案）」に対するパブリックコメント一覧

●実施期間：令和5年12月15日（金）～令和6年1月10日（水）

●実施結果：提出人数　4人（団体含む）、意見件数　19件

No.	意見概要	市の考え方
A-7	【学校開放、学校施設の複合化】【公園との共用】 敷地・施設の活用、地域住民との交流については良いとも思いますが、児童、生徒の安全は、どのように保障されますか。 複合化や共用で、子どもの安全をどう担保するのか、具体的に示してください。	管理区分をしっかりと設けるといった対策は当然のことながら、地域とともに学校づくりを進めることも念頭に地域に愛される学校づくりと、児童生徒の安心安全を確保することを両立できるよう取り組んでまいります。
A-8	【通学区特認校制】 他の校区から多数の転入者があった場合、児童1人あたりのソーシャルサポートは低下しませんか。 大量の転入学者がいた場合を想定されていますか。 もしマンモス化した場合の想定と対策について、具体的な施策を示してください。	大東市民の皆様の希望に沿って受け入れる予定をしており、また、他市での聞き取りにおいてはマンモス校に至らない人数であるとの事例も確認しています。児童生徒数に応じ、一人当たりのソーシャルサポートが低下しないように対応してまいります。
A-9	【事業手法の検討・整備スケジュール】 民間事業者が設計した学校は、子どもや先生にとって使いにくい施設になりませんか。 現場の教職員・子どもの意見が反映される仕組みを構築してください。	本市が選定した民間事業者による設計となりますが、アンケートやワークショップ等、児童生徒や教職員の意見を伺う機会を設け、その意見を反映させることにより、より良い学校づくりを進めてまいります。
A-10	【工事期間中の生徒・教職員への配慮】 工事期間中の安全、騒音対策が確保できない恐れがあります。 どのように工事の影響を防ぎ、安全を担保するのか、具体策を示してください。	具体的な対応策については、整備計画を策定してからになりますが、工事期間中の安全・騒音対策に配慮したものになるよう実施・管理してまいります。

「（仮称）大東市立ほうじょう学園の設置に関する基本構想（素案）」に対するパブリックコメント一覧

●実施期間：令和5年12月15日（金）～令和6年1月10日（水）

●実施結果：提出人数　4人（団体含む）、意見件数　19件

No.	意見概要	市の考え方
A-11	【通学環境の検討】 新しい通学路で、子どもが道路をまたぐ機会が現在よりも増えることが考えられ、より危険にならないか心配です。 通学の安全性を担保する検討を現場任せにせず、行政の責任で検討し、具体的対策を示してください。	学校の移転に伴い通学路が変更しますが、引き続き通学の安全性を確保するよう対策を講じてまいります。
A-12	【ソフト面の検討】 ソフト面の検討が後回しになっていて、後で現場の先生や子どもたちの負担になりませんか。 開校前から、行政による具体的かつ現場の先生・子どもたちが納得する「ソフト面のたたき台」を示してください。	ソフト面については、現状を勘案しながら、開校前から教職員と連携してより良い教育課程の編成が行えるように検討してまいります。
B-1	【通学区特認校制】 他市地域では通学区特認校制によりマンモス化した学校がありますが、人数を制限する場合はどのようにして選ぶのですか。教育提供の不平等は起こりませんか。通学の条件や通学路のルール作りがとても大変ではありませんか。 小中一貫校のデメリットの解消をした上で基本構想の見直しを行っていただきたいです。	大東市民の皆様の希望に沿って受け入れる予定をしており、また、他市での聞き取りにおいてはマンモス校に至らない人数であるとの事例も確認しています。 また、義務教育学校で得られた知見を市内各校にフィードバックすることにより、全市的な教育内容の向上をめざしてまいります。
C-1	【基本構想策定の背景・目的と位置付け】 「小中一貫校」は停滞・衰退の施策であり、行うべきではありません。 大東市において、全中学校校区に「小中一貫校」を展開しない方針であるなら、直ちにこの基本構想は撤回・中止すべきです。 「大東市立ほうじょう学園の設置に関する基本構想」が市民に知られていないのではありませんか。	「小中一貫教育」の取組みについては、全ての学校で実施しており、（仮称）大東市立ほうじょう学園の事例が将来的に他校にも好影響を促すと考えています。 全中学校区への展開についても、長寿命化改修工事の実施や通学区域の設定等、各学校がもつ特性に応じつつ、併せて社会情勢や人口動態をはじめとする各種情報を注視しながら、研究を進めてまいりたいと存じます。 また、市民の皆様への周知については引き続き、広報誌・ホームページ・保護者へのチラシ配布・公共施設へのチラシ配架等を活用しながら進めていまいります。

「（仮称）大東市立ほうじょう学園の設置に関する基本構想（素案）」に対するパブリックコメント一覧

●実施期間：令和5年12月15日（金）～令和6年1月10日（水）

●実施結果：提出人数　4人（団体含む）、意見件数　19件

No.	意見概要	市の考え方
C-2	【ほうじょう学園の施設・機能に関して】 独立した運動場のない小学校は、小学校設置基準（文部科学省令）に適合していますか。 さらに、いつでも、どこでも、どんな時でも子どもたちが自由に使用することが出来るのが「運動場」と考えていますが、公園の一部を共有することは小学校設置基準（文部科学省令）に違反しませんか。 市民との交流と言うことでは、現在も地域自治会を通じ円滑に行われていると理解しています。	学校設置基準においては、「特別な事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる」と規定があり、共用を認めています。 また、現北条中学校のグラウンドは約9800㎡あり、学校設置基準に当てはめて算出した小学校（前期課程）分3340㎡、中学校（後期課程）分3600㎡を確保できています。しかしながら、子どもたちのより良い教育環境を構築するため、北条公園を共用したいと考えます。
C-3	【今後の課題・経過報告に関して】 最大の問題点と課題は、市民の大半の人々が今回の基本構想を知らない事です。このような状況で実施しないでください。また、現市長はこの5月で退任することになります。新しい市長の下で市民に寄り添った丁寧な説明と対話を必要な時間をかけて行われることを切望します。	市民の皆様への周知については引き続き、広報誌・ホームページ・保護者へのチラシ配布・公共施設へのチラシ配架等を活用しながら進めてまいります。 現北条小学校の移転は喫緊の課題と認識しており、引き続き丁寧な説明と対話を行いながら、子どもたちの安全安心の学校づくりを迅速に行ってまいります。
D-1	【（仮称）ほうじょう学園の教育】 公立の小中一貫校はいらないと思います。 繰り返しの指導、丁寧な指導、発達段階に応じた指導、やる気を引き出すカリキュラム・・・等、すばらしい教育ができるように書かれていますが、一貫校にすれば実現するのでしょうか。 これだけのことに取り組むのなら、先生はもちろん、子どもたちに関わる人材を増やすしかないと思います。そのことを抜きにしてより良い教育はできないと思います。	義務教育学校で得られた知見を市内各校にフィードバックすることにより、全市的な教育内容の向上をめざしてまいります。 また、大阪府教育委員会の方針に沿って適切に教職員等を配置してまいります。

「（仮称）大東市立ほうじょう学園の設置に関する基本構想（素案）」に対するパブリックコメント一覧

●実施期間：令和5年12月15日（金）～令和6年1月10日（水）

●実施結果：提出人数　4人（団体含む）、意見件数　19件

No.	意見概要	市の考え方
D-2	【（仮称）ほうじょう学園の施設・機能】 「学校の施設の複合化」のメリットをあげられていますが、それなりの人材と場所、財源は確保できるのですか。 地域住民の交流はよいことですが防犯についてはどうなのですか。 北条公園との共用とありますが、公園を利用する市民がいる中で低学年がグラウンドでの授業に集中できるのですか。 地域の方にとって、ゆったり、安心して公園が利用できるのですか。	「学校施設の複合化」については、学校や地域の現状を勘案しながら、状況に応じた運用ができるような施設を検討し、取り組んでまいります。 防犯対策については管理区分をしっかりと設けることにより、児童生徒の安心安全を確保してまいります。 また、学校施設との共用により公園機能を増進させ、地域の皆様がより魅力ある場所として利用できるよう努めてまいります。
D-3	【授業手法の検討・整備スケジュール】 DBO方式又はDB方式で進めるとのことですが、コスト削減が主となり、毎日子どもたちに関わるとくに現場の先生方の意見、今ある学校建物の良い点・改善点はどこに反映されるのでしょうか。 設計の段階から施行事業者が関与、民間事業者の創意工夫と書かれていますが、業者任せでは、子どもたちにとって、安心安全な学校ができるとは思われません。	DBO方式又はDB方式については、コストではなく、設計から工事についての円滑な連携を重視しており、現場の意見を具現化しやすいものと考えています。設計の段階から教職員等の意見を取り入れながら、子どもたちにとって安心安全な学校づくりを行ってまいります。